（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第七条　農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十四条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第八条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「事項」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。第三項第三号の七において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第三号の六の次に次の一号を加える。

三の七　国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第四条第三項第六号の二中「第一項第三号の二」を「第一項第三号の三」に改める。

第十八条第二項の表中

中央防災会議	災害対策基本法

を

国家戦略特別区域諮問会議	国家戦略特別区域法
災害対策基本法	

に改める。

（国と地方の協議の場に関する法律の一部改正）

第九条　国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項第二号中「第四条第一項第三号の二」を「第四条第一項第三号の三」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（復興庁設置法の一部改正）

第十条　復興庁設置法の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）	第三十九条	又は各省の内閣府令	、復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令

（復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十一条　この法律の公布の日が産業競争力強化法の公布の日前である場合には、附則第五条（産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定に係る部分に限る。）及び第六条の規定は、適用しない。

別表（第二条関係）

項	事業	関係条項
一	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	第十三条
二	国家戦略特別区域高度医療提供事業	第十四条
三	国家戦略建築物整備事業	第十五条
四	国家戦略住宅整備事業	第十六条
五	国家戦略道路占用事業	第十七条
六	農業法人経営多角化等促進事業	第十八条
七	農地等効率的利用促進事業	第十九条
八	国家戦略土地区画整理事業	第二十条
九	国家戦略都市計画建築物等整備事業	第二十一条
十	国家戦略開発事業	第二十二条
十一	国家戦略都市計画施設整備事業	第二十三条
十二	国家戦略市街地再開発事業	第二十四条
十三	国家戦略民間都市再生事業	第二十五条
十四	政令等規制事業で第二十六条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第二十六条
十五	地方公共団体事務政令等規制事業で第二十七条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第二十七条

特定秘密の保護に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百八号

特定秘密の保護に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定秘密の指定等（第三条―第五条）
第三章　特定秘密の提供（第六条―第十条）
第四章　特定秘密の取扱者の制限（第十一条）
第五章　適性評価（第十二条―第十七条）
第六章　雑則（第十八条―第二十二条）
第七章　罰則（第二十三条―第二十七条）
附則